

「法科大学院の設置基準等について」 (中央教育審議会 中間報告概要)

基本的な考え方

司法制度改革

- ・司法制度改革審議会意見
(平成13年6月)
- ・司法制度改革推進計画
(平成14年3月)

大学改革

- ・高等教育制度の大綱化、弾力化
- ・教養教育改革
- ・高度専門職業人の養成 等

新たな法曹養成制度の中核としての法科大学院の実現
今後の大学改革の行方を展望する上での試金石

設置基準等の内容

高度専門職業人養成に特化した「専門職大学院」(仮称)の一つとして位置付け

- ・さらに、法科大学院の修了者には、適切な名称の新たな専門職学位を授与

標準修業年限は3年

- ・なお、法学既修者については、1年以下(30単位以下)を短縮

教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者

- ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味
- ・専任教員のうち、相当数(概ね2割程度以上)は実務家教員

法理論と実務との架橋を強く意識した教育

- ・少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査などによる授業
- ・双方向的・多方向的で密度の濃い教育
- ・授業方法・計画、成績評価方法を明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施

大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で構成される機関による第三者評価(適格認定)

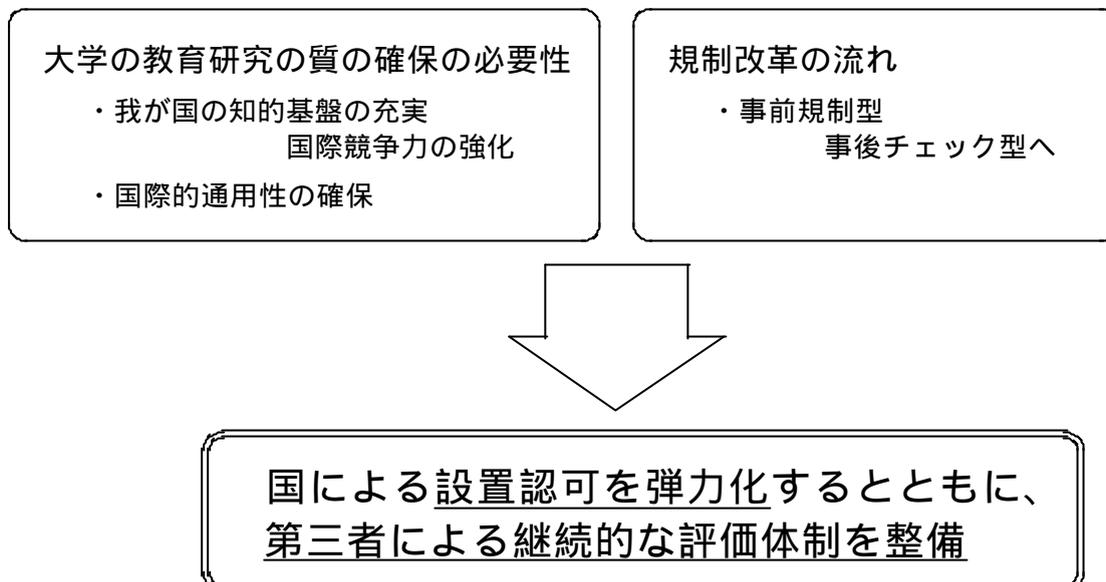
- ・設立時の設置認可の審査とともに、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため、継続的な第三者評価(適格認定)

その他

- ・複数の大学が連合して設置する大学院(連合大学院)の制度化
- ・奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種支援制度の充実
- ・入学者選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、入学試験(全ての出願者:適性試験、法学既修者:法律科目試験)のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮

「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」 (中央教育審議会中間報告概要)

基本的な考え方



具体的な方策

学部であっても一定の場合には届出で設置を可能に

- 組織改編の前後で授与する学位の課程に変更がない場合は認可不要
(例)・経済学部の中の経営学科を独立させて経営学部を設置する場合
・理学部と工学部を統合して理工学部を設置する場合 など

大都市部における大学設置の抑制方針を撤廃

- 首都圏、近畿圏、中部圏における工業(場)等制限区域・準制限区域内の大学設置規制方針を撤廃
ただし、地方の大学への配慮については別途検討

新たな第三者評価制度を導入

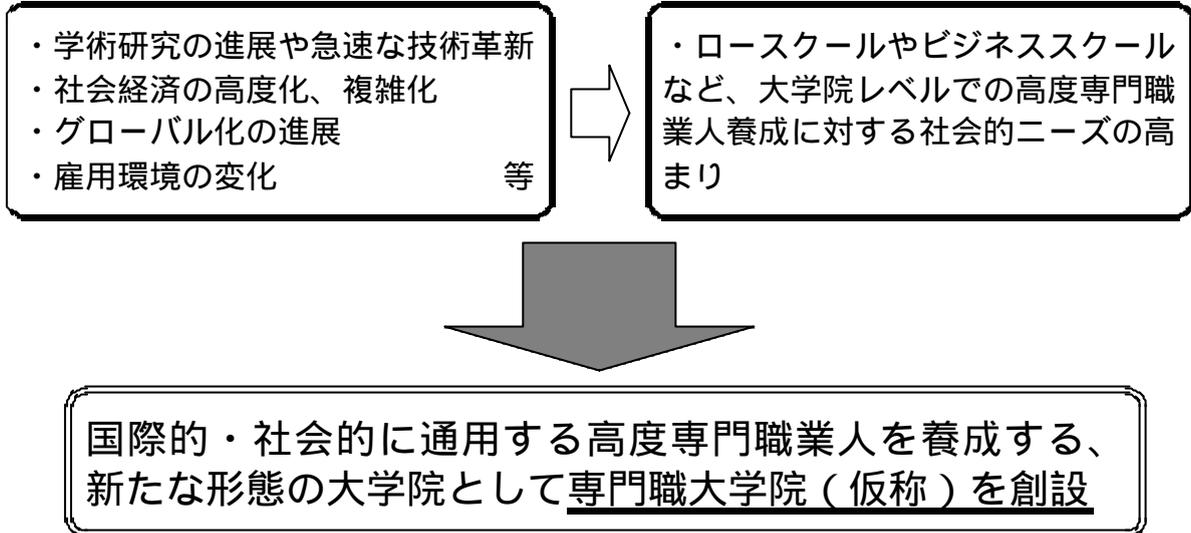
- 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価し、一定基準に達しているかどうかをチェック

法令違反状態の大学に対する是正措置

- 閉鎖命令等の強権的措置を発動するに至る事前の緩やかな措置(改善勧告等)を導入

「大学院における高度専門職業人養成について」 (中央教育審議会 中間報告概要)

基本的な考え方



具体的な方策

高度専門職業人養成に特化した「専門職大学院」（仮称）を創設

従来 of 修士・博士課程に加え、高度専門職業人養成に特化した新たな大学院の課程として専門職学位課程（仮称）を創設
専門職学位課程（仮称）を置く大学院を専門職大学院（仮称）として位置付け
専門職大学院（仮称）の一類型として「法科大学院」を位置付け

職業分野の特性に応じた実践的な教育を実施

各職業分野における教育内容等にふさわしい修業年限を設定
各職業分野の特性に応じて、ケーススタディ、ディベート、フィールドワークなど多様で実践的な教育を提供
各職業分野で豊富な経験を有する実務家を教員として相当数配置

高度な専門職業能力を証明する「専門職学位」（仮称）を創設

専門職大学院（仮称）の修了者には、修得した高度な専門職業能力を証明する学位として、専門職学位（仮称）を授与

第三者評価制度を導入

国際的にも通用する実践的な教育水準を確保するため、各専攻分野ごとに第三者評価機関による継続的な第三者評価を実施